

新法紹介

- 1 中華人民共和国海洋環境保護法の改正
- 2 外国公文書の認証を不要とする条約
- 3 MAHによる委託生産への実地検査に関するガイドライン
- 4 未成年者インターネット保護条例

1. 中華人民共和国海洋環境保護法の改正

「中華人民共和国海洋環境保護法」が改正され、2024年1月1日に施行される。

同法は、総則、海洋環境の監督・管理、海洋生態の保護、陸上汚染物による汚染の防止・管理、建設プロジェクトによる汚染の防止・管理、廃棄物の投棄による汚染の防止・管理、船舶及び関連操業活動による汚染の防止・管理、法的責任、附則という九章計124条の条文で構成されている。同改正により、海洋環境の監督管理制度の構築を促進し、陸海の一体化と地域の連携を反映させ、海洋生物の多様性の保護を強化し、海域への污水排出を厳格に管理し、海域への污水排出口の監督を強化し、海洋ゴミ汚染の防止と管理を強化している。

URL : http://www.rmp.gov.cn/poic2630834/202310/20231024_432550.html

2. 外国公文書の認証を不要とする条約

「外国公文書の認証を不要とする条約」が、2023年11月7日に中国で発効した。

同条約は、ハーグ国際私法会議の下で最も適用範囲が広く、締約国数が多い国際条約であり、締約国間における公文書の使用手続きの簡素化を目的としている。同年11月7日以降、中国から他の締約国に送付して使用する公文書は、送付先である締約国の在国大使館・領事館による領事認証を必要とせず、同条約に定めるアポスティユ（Apostille）の取得のみにより、その締約国に送付して使用することができる。その逆も同じで、他の締約国の公文書を中国本土に送付して使用する場合も、当該締約国における中国大使館・領事館による領事認証が必要となり、当該締約国のアポスティユのみが必要である。そのため、日本においても、既に中国に送付するために従来必要であった在日中国大使館・領事館における領事認証業務のサービスは既に終了している。

URL : https://www.fmprc.gov.cn/wjbxw_new/202310/t20231023_11165858.shtml

3. MAHによる委託生産への実地検査に関するガイドライン

「MAHによる委託生産への実地検査に関するガイドライン」が、2023年10月24日に公布された。

同ガイドラインは、機関・人員、品質管理システム、MAHによる委託生産管理など4つの側面にわたる内容が含まれている。国家薬品監督管理総局は、各省の薬品監督管理部門に対して、MAHの薬品製造の全過程と全ライフサイクルの品質管理、特に薬品委託製造の監督検査を強化するよう求めている。

URL : <https://www.rmp.gov.cn/xqkfjw/jzgj/gzwp/202310/24161543188.html>

4. 未成年者インターネット保護条例

「未成年者ネットワーク保護条例」が2023年10月24日に公布され、2024年1月1日に施行される。

同条例は、7章計60条の条文で構成され、未成年者の個人情報保護規則を健全化させ、ネット上でのいじめの防止と制御のメカニズムの改善を規定している。ネット上でのいじめの防止策として、ネット上でのいじめ行為の識別・モニタリング・処理のメカニズムの構築、未成年者とその保護者によるネット上でのいじめの記録の保存・通知・権利行使をしやすい機能・ルートの設置、不慣れな利用者のブロックや本人への情報送信の禁止等のオプションの提供などを、ネットでの商品・サービス提供者に義務付けている。それ以外に、同条例は、未成年者のネット依存症の予防・管理を強化し、ネットワークサービス事業者に対し、保護者が保護者としての義務を果たすために、権限管理、消費管理などの機能を目につくように、かつ便利な形で提供することを義務付けた。

URL : https://www.gov.cn/zhengce/content/202310/content_6911288.htm

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込☒メールアドレス： info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。